

令和3年2月19日	
資料提供	
担当室	里地・里山振興室
担当者	石橋、小谷
電話（直通・内線）	073-441-2943・2897

「聖地 高野山と有田川上流域を結ぶ持続的農林業システム」
「みかん栽培の礎を築いた有田みかんシステム」
が日本農業遺産に認定されました！

- 令和2年7月に認定申請した「聖地 高野山と有田川上流域を結ぶ持続的農林業システム」及び「みかん栽培の礎を築いた有田みかんシステム」が、日本農業遺産に認定されました。
- 今後は、「農業遺産 保全計画」に基づくシステムの保全・継承活動により、認定を活かした地域振興に取り組みます。

システムの概要

聖地 高野山と有田川上流域を結ぶ持続的農林業システム
(高野町・かつらぎ町（花園）・有田川町（清水）)

- ・高野山を支えるとともに、平地の少ない有田川上流域の暮らしを発展させた持続的農林業システム。
- ・本システムでは、^{こうやろくぼく}高野六木制度により100を越える木造寺院を維持。傾斜地での仏花栽培や畦畔^{けいはん}を利用した植物の栽培により、高野・花園・清水地域が互いに支え合い、平地の少なさを克服している。



みかん栽培の礎を築いた有田みかんシステム
(有田市・湯浅町・広川町・有田川町)

- ・日本で初めて、みかん栽培を生計の手段にまで発展させた持続的農業システム。
- ・農家による優良品種の発見、産地内での苗木生産、地勢・地質に応じた栽培や「蜜柑方」^{みかんがた}を起源とする多様な出荷組織の共存による本システムにより、有田地域は日本一の生産量を誇る温州みかん産地に発展。



日本農業遺産とは

- ・ 伝統的な農林水産業を営む地域（農林水産業システム）を、農林水産大臣が認定する制度。
- ・ 創設は平成28年4月。認定は2年に1度。令和2年度が第3回目の認定。
- ・ 市町村及び関係団体で組織する協議会により申請を実施。
- ・ 「世界農業遺産等専門家会議」の審査を経て、認定地域が決定。

令和2年度 申請・認定地域 13地域(8県)申請 → 10地域(7県)認定

日本農業遺産 認定地域 : 7地域(4県)

世界農業遺産 認定申請承認地域 : 3地域(3県)

農業遺産 認定地域数

日本農業遺産 : 全国 22地域(16県)

県内 3地域 [海南市下津地域及び今回の2地域]

世界農業遺産 : 世界 62地域(22ヶ国)

国内 11地域(10県)

県内 1地域 [みなべ・田辺地域]

※農業遺産認定地域数は、和歌山県が国内最多(4地域)

活動経過と今後の予定

H30. 6.16 : 高野山・有田川流域世界農業遺産推進協議会 設立

R2 . 6. 8 : 有田みかん地域農業遺産推進協議会 設立

7.22 : 申請書 提出

9.18 : 一次審査(書類審査) 通過通知

12. 8 : 高野山・有田川 現地調査

12.18 : 有田みかん 現地調査

R3 . 1.27 : 二次審査(プレゼンテーション+質疑応答)

2.19 : 認定地域 公表

3.17 : 日本農業遺産 認定証授与式(農林水産省)

参 考

農林水産省プレスリリース

<https://www.maff.go.jp/j/press/nousin/kantai/210219.html>